事業内容について

※平成31年度事業からの改正予定の内容も含まれますので、今後補助の条件等が変更になる場合があります。

**１．ＣＬＴ建築促進事業**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 工種又は区分 | 事業主体 | 補助対象経費 | 補助率等 |
| ＣＬＴ等を用いた  建築物の実証等 | 建築物の設計 | 市町村、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する建築物を整備する者、その他知事が認める者で、県内に事業所を有し、原則として県内に法人登記をしている建築主 | 設計費 | ２分の１  以内  ただし、補助限度額は１棟当たり500万円 |

　(注)１　設計費は、高知県内に整備する非住宅建築物（ただし、1棟当たりの延べ床面積が500m2以上

の公営住宅を含める。）の設計委託に要する経費。

　　　２　構造用として用いるＣＬＴの使用量は、延べ床面積１m2当たり概ね0.05m3以上。

　　　３　補助対象経費は、国、県のその他の補助事業の対象となっていないもの。

　　　４　当該事業により前年度までに補助金の交付決定を受けた建築物は、補助対象外となります。

５　特段の事情がある場合を除き、県又はＣＬＴ建築推進協議会が実施するＣＬＴ利用促進の

ための普及啓発（見学会及び視察受け入れ、建築積算の分析等）にご協力をお願いします。

６　設計図書等には「原則として高知県産材を活用して製造されたＣＬＴ」を明記するなど、県

産材の活用に留意をお願いします。

　　　７　補助金額の算出に当たっては、補助対象経費に補助率等を乗じて算出された金額に1千円未

満の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとします。

**２．非住宅建築物木造化促進事業**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 工種又は区分 | 補助対象経費 | 事業主体 | 補助率等 |
| 非住宅建築物の整備 | 建築物の設計 | 設計費 | 市町村、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する建築物を整備するもの、その他知事が認めるもので、県内に事業所を有し、原則として県内に法人登記をしている建築主 | ２分の１以内（上限300万円/棟） |

(注)１　設計費は、高知県内に整備する非住宅建築物（公営住宅を含む）の設計委託に要する経費。

　　 ２　対象となる建築物は、耐火建築物、準耐火建築物、延べ床面積が概ね500m2以上の建築物、及び、県内事業者が県産材を用いて概ね５年以内に構造用として開発した製品を活用する建築物のいずれかの条件を満たすもの。

３　高知県産の木材を活用した製材品の使用量は、延べ床面積１㎡当たり概ね0.18m3以上。

４　特段の事情がある場合を除き、県が行う建築積算の分析等への成果品の使用にご協力をお願

いします。

５　設計図書等には「原則として高知県産材を活用した製材品等」を明記するなど、県産材の活

用に留意をお願いします。

６　補助金額の算出に当たって、補助対象経費に補助率等を乗じて算出された金額に1千円未満

　の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとします。